

青森県報

第四千六十四号

平成二十七年
十月二十六日
(月曜日)

目次

告 示

| | | |
|---|----------|---|
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 | (健康福祉課) | 一 |
| 生活保護法による医療機関の指定 | (同) | 一 |
| 生活保護法による介護機関の指定 | (同) | 二 |
| 右 同 | (同) | 二 |
| 生活保護法による施術者の指定 | (同) | 二 |
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 | (同) | 二 |
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の指定 | (同) | 三 |
| 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定の取消し | (高齢福祉課) | 三 |
| 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定の取消し | (同) | 三 |
| 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生 | (水産振興課) | 三 |
| 道路の区域の変更 | (道路課) | 四 |
| 道路の供用の開始 | (同) | 四 |
| 海岸法による船舶その他の物件の保管 | (河川砂防課) | 四 |
| 公 告 | | |
| 全庁LAN通信機器賃貸借契約に係る一般競争入札 | (情システム課) | 五 |

建設業者の許可の取消し……………(中 南 地 域 民 局) ……七

収用委員会

公示による通知……………(監 理 課) ……七

告 示

青森県告示第七百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|-----------|--------------------|---------|
| エルム歯科小児歯科 | 五所川原市中央二丁目二四長内ビル二階 | 平成二七・八三 |

青森県告示第七百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|-----|---------------|-------|
| | 青森県知事 三 村 申 吾 | |

| | | |
|-----------------------|-------------------------------|----------------|
| なんば耳鼻咽喉科 エルム歯科小児歯科 | 弘前市大字高田五丁目二の三 五所川原市中央一丁目六八 | 平成二〇一 二七・九一 |
|-----------------------|-------------------------------|----------------|

青森県告示第七百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | | |
|---------|-----------------|--------------|-----------|---------|-------------|-----------------|---------|
| 居宅介護事業者 | 名 称 | 主たる事務所所在地 | 居宅介護事業の種類 | 居宅介護事業所 | 名 称 | 所在地 | 指定期日 |
| | 有限会社メデイカルトイボックス | 弘前市大字鷹匠町一八の六 | 居宅療養管理指導 | | ファイブ調剤薬局蔵館店 | 南津軽郡大鰐町大字蔵館一丁目一 | 平成二七・九一 |

青森県告示第七百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | | |
|---------|-----|-----------|-----------|---------|-----|-----|------|
| 介護予防事業者 | 名 称 | 主たる事務所所在地 | 介護予防事業の種類 | 介護予防事業所 | 名 称 | 所在地 | 指定期日 |
| | | | | | | | |

| | | | | | |
|-----------------|--------------|--------------|-------------|-----------------|---------|
| 有限会社メデイカルトイボックス | 弘前市大字鷹匠町一八の六 | 介護予防居宅療養管理指導 | ファイブ調剤薬局蔵館店 | 南津軽郡大鰐町大字蔵館一丁目一 | 平成二七・九一 |
|-----------------|--------------|--------------|-------------|-----------------|---------|

青森県告示第七百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|----------------|--|--------------|
| 氏 名 | 住 所 | 指定期日 |
| 姥名 慶子 小笠原 強 | 十和田市元町西二丁目一の七 十和田市稲生町一九の三五 コーポマサ二〇三 号室 | 平成二七・八三 " |

青森県告示第七百三十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|-----|-------|------|
| 名 称 | 所 在 地 | 指定期日 |
| | | |

なんば耳鼻咽喉科

弘前市大字高田五丁目一之三

平成二七・一〇・一

青森県告示第七百三十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条第一項の規定により、医療支援給付のための施設を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|----------------|---|----------------|
| 氏 名 | 住 所 | 指 定 年 月 日 |
| 姓名 慶子 小笠原 強 | 十和田市元町西二丁目一の一七 十和田市稲生町一九の三五 コーポマサ二〇三 号室 | 平成二七・一〇・三 " |

青森県告示第七百三十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者に係る同法第四十一条第一項本文の指定を取り消したので、同法第七十八条第三号の規定により公示する。

平成二十七年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | |
|-----|------------|-------------|-----------|-----|----------|-----------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定居宅サービス事業者 | 居宅サービスの種類 | 名 称 | 事業を行う所在地 | 取 消 年 月 日 |
| | | | | | | |

| | | | | | |
|--------------|------------------|------|--------------|------------------|---------------|
| 株式会社夢 苺の家 | 平川市本町平野 四一の三九 | 訪問介護 | 株式会社夢 苺の家 | 平川市本町平野 四一の三九 | 平成 二七・九・三〇 |
|--------------|------------------|------|--------------|------------------|---------------|

青森県告示第七百四十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十九条の九第一項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者に係る同法第五十三条第一項本文の指定を取り消したので、同法第一百五十九条の十第三号の規定により公示する。

平成二十七年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|--------------|------------------|-------------|--------------|------------------|---------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 介護予防サービスの種類 | 名 称 | 行 っ け る 事 業 所 | 取 消 年 月 日 |
| 株式会社夢 苺の家 | 平川市本町平野 四一の三九 | 訪問介護 | 株式会社夢 苺の家 | 平川市本町平野 四一の三九 | 平成 二七・九・三〇 |

青森県告示第七百四十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第一百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十七年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|---|-------------------------|---------------|
| 発起人の住所及び氏名（名称） | 区 域 | 区 分 |
| 西津軽郡深浦町大字広戸字家野上二〇一の五〇 西津軽郡深浦町大字広戸字家野上二〇一の四二一 | 深浦区域 深浦漁業協同 組合の地区 | 主として底建網 漁業 |
| 舟木 康彦 山本 博文 | | |

青森県告示第七百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年十一月二十五日まで青森県県土

整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| 図面番号 | 道路種類の | 路線名 | 変 更 の 区 間 | 変更の前後別 | | 敷地の幅員 | 敷地の延長 | 備考 |
|------|-------|-------------|-------------------------------------|----------------------------|----------------------------|------------|-------|----|
| | | | | 前 | 後 | | | |
| 1 | 国 道 | 一〇一号 | つがる市森田町床舞若松一四九から つがる市森田町床舞若松三五まで | 七二・二〇メートルから 一一・五〇メートルまで | 五九・二〇メートルから 八三・九〇メートルまで | 七四・五〇メートル | | |
| 2 | 県 道 | 青森環状野 内線 | 青森市大字金浜字伊吹九八の二から 青森市大字上野字有原二の五まで | 一三・七六メートルから 一八・三三メートルまで | 一三・七六メートルから 三七・二七メートルまで | 一三三・六〇メートル | | |

青森県告示第七百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年十一月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|--------|---|------------|
| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
| 国道四五四号 | 八戸市大字豊崎町字桜渡三二の一から 三戸郡五戸町大字扇田字姥坂七の一まで | 平成二七・一〇・二六 |

| | | |
|---------------|-------------------------------------|---|
| 県道青森環状野 内線 | 青森市大字金浜字伊吹九八の二から 青森市大字上野字有原二の五まで | 〃 |
|---------------|-------------------------------------|---|

青森県告示第七百四十四号

海岸法（昭和三十一年法律第一号）第十二条第五項の規定により船舶その他の物件を保管したので、同条第六項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | |
|---------------------------|------------------------|-----|-----------|--------|
| 一 保管した船舶その他の物件の名称又は種類、数量等 | 保管した船舶その他の物件 名称又は種類 | 数 量 | 放置されていた場所 | 除却した日時 |
|---------------------------|------------------------|-----|-----------|--------|

2 1の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知する。

4 提出期限

平成二十七年十一月二十日 午後五時

5 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 〇一七 七三四 九一六〇

6 提出部数 一部

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 〇一七 七三四 九一六〇

2 入札書の提出期限

平成二十七年十二月七日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟三階C会議室

平成二十七年十二月八日 午前十時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

質貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者

を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち二か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成二十七年年度の契約金額とする。ただし、平成二十八年度から平成三十年年度までの各年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を二で除して得た金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、平成三十一年度の契約金額は落札価格に十を乗じた額を二で除して得た金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Computer network system 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

5:00 p.m. December 7, 2015

3 Contact point for the notice:

Information Systems Division

Department of Planning and Policies

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9160

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社村岡電気商会
- 二 代表者の氏名 村元 光徳
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市竹田町一〇三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第六四七五号
- 五 取消年月日 平成二十七年十月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築、さく井工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十七年十月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

収用委員会

公示による通知

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第六条第三項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成二十七年十月二十六日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

- 一 通知すべき書類の名称 審理の開始について(通知)
- 二 通知を受けるべき者 別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所 青森県県土整備部監理課内
- 四 その他 一 の書類は、平成二十七年十一月四日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

別表

| 氏 名 | 住 所 |
|-------------|--|
| 工藤 義男 | 住所不明 戸籍附票の住所 青森県津軽郡蟹田町大字蟹田字蟹田156番地(昭和39年11月17日 職権消滅) |
| 日野 ジョーンデコルト | 住所不明 住民票の住所 東京都杉並区高円寺北一丁目663番地(昭和29年9月9日 職権消滅) |

| | |
|----------|---|
| 成田 オリ | 住所不明 ただし、本籍地 北海道札幌市手稲区手稲穂穂261番地1 |
| 成田 幸一 | 住所不明 ただし、本籍地 北海道函館市仲町6番地 |
| (七) 川崎 茂 | 相続人不明 ただし、最後の住所地 (平成20年3月17日消除) 愛知県名古屋港区津金一丁目13番12号 (シオパルス東海通第2 202号) |

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭